

## 産後ケア事業

産後の支援を必要とする産後おおむね1年までのお母さんと赤ちゃんに、産科医療機関・助産所等(対応可能な施設は限られます)の保健指導サービスを提供しています。

対象 ・大台町に住民票がある方

- ・産後おおむね1年以内(施設によって期間は異なります)のお母さんと赤ちゃん
- ・支援を必要とするお母さんと赤ちゃん(専門的な治療の必要のない方)

内容 サービスには、宿泊型と通所型と訪問型があります。利用できる期間は、原則7日以内です。

- (1) お母さんの健康管理・産後の生活のアドバイス
- (2) 乳房のケア・授乳方法の指導
- (3) 赤ちゃんの身体計測・発育発達のチェック
- (4) 赤ちゃんの沐浴・スキンケアなど育児方法の指導
- (5) 育児相談や子育て情報の提供

\*サービスには、利用者世帯の所得に応じて自己負担がかかります。

申請 事前に福祉課にご相談ください。妊娠中からも相談に応じます。ご出産後、「大台町産後ケア事業申請書」にご記入いただき申請してください。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

## 大台町産婦健康診査

産後うつ予防等を図るため、母子健康手帳と同時に産婦健康診査受診票を交付し、健康診査費を助成します。

対象 産後2週間、産後1か月の産婦

内容 問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、心の健康チェック

持ち物 産婦健康診査受診票、母子健康手帳、健康保険証

場所 県内の産科医療機関、助産所

費用 大台町産婦健康診査の範囲内の検査については無料

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

## 大台町産婦健康診査助成金

産婦健康診査を、県外の医療機関・助産所で受診した産婦に対して費用の全部または一部を助成します。

対象 健診時に大台町に住民登録がある産後2週間、産後1か月の産婦

申請 健診を受診し、医療機関等窓口で健診費用を支払ってください。

最後に受診した日から6か月以内に、次の1~3の書類を申請してください。